県章

三重県公報

令和2年1月21日（火）
第　73　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	企業庁管理規程		
1	三重ごみ固形燃料発電所保安規程を廃止する管理規程	（企業庁）	2
	病院事業庁管理規程		
1	病院事業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	（病院事業庁）	2
	告　　示		
16	みえ県民意識調査の実施	（企画課）	2
17	刺し網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度及び申請期間	（漁業環境課）	3
18	工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額の一部を改正する告示	（ものづくり・イノベーション課）	3
19	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	3
20	同件	（同）	4
21	都市計画の変更及びその図書の縦覧	（都市政策課）	4
22	同件	（同）	4
23	同件	（同）	5
	選管告示		
2	三重県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	（選挙管理委員会）	5
3	参議院選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	（同）	8
	公　　告		
	都市計画の変更案の縦覧	（都市政策課）	12

企業庁管理規程

三重ごみ固形燃料発電所保安規程を廃止する管理規程をここに公布します。

令和二年一月二十一日

三重県企業庁長　山　神　秀　次

三重県企業庁管理規程第一号

三重ごみ固形燃料発電所保安規程を廃止する管理規程

三重ごみ固形燃料発電所保安規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第二十一号）は、廃止する。

附　則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

病院事業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年一月二十一日

三重県病院事業庁長　加　藤　和　浩

三重県病院事業庁管理規程第一号

病院事業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

病院事業庁関係三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例施行規程（平成二十六年三重県病院事業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（督促） 第五条　条例第六条に規定する督促は、法令、条例及び規則等に定めがあるものを除き、履行期限経過後二十日以内に債権管理者が書面により行うものとする。ただし、三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）第十二条に規定する使用料等に係る債権については、同条例第十三条に規定する納付の時期の翌日から起算して二月以内に、債権管理者が書面により督促するものとする。 2　（略）	（督促） 第五条　条例第六条に規定する督促は、法令、条例及び規則等に定めがあるものを除き、履行期限経過後二十日以内に債権管理者が書面により行うものとする。ただし、三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）第十二条に規定する使用料等に係る債権については、同条例第十三条に規定する納付の時期を二月経過しても納付されない場合において、債権管理者が書面により督促するものとする。 2　（略）

附　則

1　この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

2　この管理規程の施行の日前に生じた使用料等に係る債権については、なお従前の例による。

告　　示

三重県告示第16号

第9回みえ県民意識調査を次のとおり実施します。

令和2年1月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　調査の目的

平成 24 年度からのおおむね 10 年先を見据えた戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県政運営に活用するため、県民の幸福実感等を把握することを目的とする。

2　調査の期間

令和２年１月 22 日（水）から同年２月 18 日（火）まで（28 日間）

3　調査対象者

令和元年 9 月現在で川越町、四日市市、津市の選挙人名簿及び令和元年 12 月現在で川越町、四日市市、津市以外の三重県内市町の選挙人名簿に登載されている 18 歳以上の県民 10,000 人

4　調査の方法

郵送調査及びオンライン調査

5　調査の主な内容

(1)　幸福感

(2)　地域や社会の状況についての実感

(3)　県民指標に関すること

(4)　ＳＤＧｓ及びＳｏｃｉｅｔｙ5.0に関すること

(5)　健康づくりに関すること

(6)　家族に関すること

三重県告示第 17 号

三重県漁業調整規則（昭和 41 年三重県規則第 21 号）第 9 条第 2 項（第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 26 条第 3 項の規定に基づく刺し網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度及び申請期間は、次のとおりとします。

令和２年１月 21 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　船舶の隻数の最高限度

さわら流網漁業　55隻

2　申請期間

令和２年１月 21 日から同年２月４日まで

三重県告示第 18 号

工業等に係る試験研究機関の機械、器具その他の設備の使用料の額（平成 30 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正し、令和２年２月１日から施行します。

令和２年１月 21 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>1　（略）
2　工業研究所金属研究室の設備等の使用料
<table>
<tr><th>設備等の名称</th><th>基本料金（円）</th><th>使用料（円／時間）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>砂型積層造形装置</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>熱電子型ＳＥＭ／ＥＤＸ</td><td>370</td><td>2,670</td></tr>
</table>
3・4　（略）
備考　（略）</td><td>1　（略）
2　工業研究所金属研究室の設備等の使用料
<table>
<tr><th>設備等の名称</th><th>基本料金（円）</th><th>使用料（円／時間）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>砂型積層造形装置</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
3・4　（略）
備考　（略）</td></tr>
</table>

三重県告示第 19 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和2年1月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　三井アウトレットパークジャズドリーム長島
　桑名市長島町浦安368番地ほか
2　桑名市から聴取した意見
　意見なし
3　意見の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
　令和2年1月21日から同年2月21日まで
　開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第20号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和2年1月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　近鉄プラザ桔梗が丘
　名張市桔梗が丘1番町1街区2番1ほか
2　名張市から聴取した意見
　意見なし
3　意見の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
　令和2年1月21日から同年2月21日まで
　開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年1月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称
　松阪都市計画道路
　　3・4・4号小津八太線
2　都市計画を定める土地の区域
　都市計画の図書において表示します。
3　縦覧場所
　三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都

市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年1月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画道路

3･1･28号北勢バイパス

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年1月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称

亀山都市計画道路

3･4･1号国道1号線

3･5･5号北山芸濃線

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成31年4月7日執行の三重県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和2年1月21日

三重県選挙管理委員会委員長　髙　木　久　代

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　　平成31年4月7日執行　三重県知事選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,726,800円

3　報告書の要旨

候補者氏名	鈴木　英敬	所属党派名	無所属	期間	平成31年2月18日から 第1回分 平成31年4月19日まで
出納責任者氏名	三船　正美				

収入			支出	
主たる寄附			人件費	2,828,276 円
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		
自由民主党本部	政党	2,000,000 円	家屋費	432,717
すずき英敬後援会	政治団体	10,960,352	選挙事務所費	313,469
			集合会場費	119,248
			通信費	22,278
			交通費	101,741
			印刷費	8,588,006
			広告費	2,556,728
			文具費	0
			食糧費	322,122
			休泊費	69,300
			雑費	120,784
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		12,960,352	今回計	15,041,952
前回計		0	前回計	0
総　計		12,960,352	総　計	15,041,952

	項　　目	金　　額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	794,600 円
	ポスターの作成	1,287,000 円
	計	2,081,600 円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　　平成31年4月7日執行　三重県知事選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,726,800円

3　報告書の要旨

候補者氏名	鈴木　加奈子	所属党派名	無所属	期間	平成31年3月1日から 第1回分 平成31年4月22日まで
出納責任者氏名	木村　薫彦				

収入			支出	
主たる寄附			人件費	680,000　円
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		
県民本位のやさしい三重県政をつくる会	政治団体	548,527　円	家屋費	28,000
今井　一久	無職	6,000	選挙事務所費	28,000
出口　洋介	団体役員	170,000	集合会場費	0
西川　委久代	無職	170,000	通信費	0
藤井　新一	会社員	170,000	交通費	5,180
中川　隆生	無職	170,000	印刷費	1,031,031
			広告費	177,968
			文具費	3,630
			食糧費	41,342
			休泊費	0
			雑費	16,749
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		1,234,527	今回計	1,983,900
前回計		0	前回計	0
総　計		1,234,527	総　計	1,983,900

	項　　目	金　　額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	364,500　円
	ポスターの作成	664,848　円
	計	1,029,348　円

報告書受理年月日	平成31年4月22日	第1回報告分

三重県選挙管理委員会告示第３号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第１項の規定により、令和元年７月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和２年１月21日

三重県選挙管理委員会委員長　　髙　　木　　久　　代

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　　令和元年7月21日執行　参議院選挙区選出議員選挙（三重県選挙区）

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,297,500 円

3　報告書の要旨

候補者氏名	吉川　有美	所属党派	自由民主党	期間	令和元年7月4日から 令和元年7月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	伊藤　守					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	1,775,500 円
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		
自由民主党三重県参議院選挙区第一支部	政党	5,000,000 円	家屋費	214,881
			選挙事務所費	0
			集合会場費	214,881
			通信費	3,640
			交通費	75,587
			印刷費	2,454,665
			広告費	569,335
			文具費	77,478
			食糧費	364,706
			休泊費	208,820
			雑費	26,200
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		5,000,000	今回計	5,770,812
前回計		0	前回計	0
総　計		5,000,000	総　計	5,770,812

	項　　目	金　　額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	320,025 円
	ビラの作成	812,000 円
	ポスターの作成	1,293,600 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	205,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,994,960 円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　　令和元年7月21日執行　参議院選挙区選出議員選挙（三重県選挙区）

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,297,500 円

3　報告書の要旨

候補者氏名	芳野　正英	所属党派	無所属	期間	令和元年5月25日から 令和元年8月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	芳野　茂					

収入

主たる寄附

（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）
国民民主党三重県連総支部	政党	5,000,000 円
全日本分権自治フォーラム	政治団体	100,000
三重民主連合参議院選挙区総支部	政治団体	7,000,000
小岩　敏男	会社役員	100,000
細川　周作	会社社長	50,000
芳野　孝	無職	200,000
中島　二郎	無職	100,000

その他の寄附	0件	
その他の収入		0
今回計		12,550,000
前回計		0
総　計		12,550,000

支出

人件費	1,035,000 円
家屋費	775,869
選挙事務所費	194,400
集合会場費	581,469
通信費	2,093,472
交通費	18,010
印刷費	2,473,750
広告費	561,000
文具費	624,170
食糧費	267,667
休泊費	18,600
雑費	0
今回計	7,867,538
前回計	0
総　計	7,867,538

	項　　目	金　　額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	318,750 円
	ビラの作成	841,000 円
	ポスターの作成	1,314,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	162,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	204,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	195,000 円
	計	3,034,750 円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　　令和元年7月21日執行　参議院選挙区選出議員選挙（三重県選挙区）

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

43,297,500 円

3　報告書の要旨

候補者氏名	門田　節代	所属党派	NHKから国民を守る党	期間	令和元年7月4日から令和元年7月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	門田　節代					

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		
NHKから国民を守る党	政党	15,608 円	家屋費	0
立花　孝志	政党党首	3,000,000		
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	11,077
			交通費	0
			印刷費	4,531
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		0		
今回計		3,015,608	今回計	15,608
前回計		0	前回計	0
総　計		3,015,608	総　計	15,608

	項　　目	金　　額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和元年8月1日	第1回報告分

公　　告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案については、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、三重県に意見書を提出することができます。

令和 2 年 1 月 21 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　都市計画の種類及び名称

名張都市計画道路

3･5･17 号名張駅赤目線

3･5･21 号結馬赤目口駅線

2　都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3　都市計画の案の縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課及び名張市都市整備部都市計画室

4　縦覧期間

令和 2 年 1 月 21 日から同年 2 月 4 日まで

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　http://www.pref.mie.lg.jp/